

船舶事故調査報告書

令和6年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年10月27日 14時20分ごろ
発生場所	京浜港横浜第5区（神奈川県横浜市八景島東北東方） 横須賀港東防波堤北灯台から真方位340° 1,620m付近 （概位 北緯35° 20.5′ 東経139° 39.4′）
事故の概要	プレジャーボート ^{エスアールエックス} SRXは、航行中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年11月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート SRX、1.5トン
船舶番号、船舶所有者等	235-56321 神奈川、株式会社マリンスター（A社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約4.0m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	本船は、レンタルボートで、船長が1人で乗り組み、釣りを終え、横浜市南本牧沖から横浜市平潟湾 ^{ひらかた} に向けて帰航を開始した。 消波ブロックは、八景島東北東方の陸岸の南東端以北の東向き海岸線には約100mにわたり消波ブロックが設置されていた。 本船は、消波ブロック付近を南南西進中、船長が、波しぶきが掛かった顔を拭くことに気を取られて航行を続けたところ、消波ブロックに乗り揚げた。 船長は、A社に救助を要請し、A社が手配したプレジャーボートに救助され、本船は同ボートにえい航された。 （付図1 事故発生場所概略図 参照）
分析	本船は、南南西進中、船長が、波しぶきが掛かった顔を拭くことに気を取られ、前方の見張りを適切に行わなかったことから、消波ブロックに接近していることに気付かず、同ブロックに乗り揚げたものと考えられる。 船長は、波しぶきが掛かった顔を拭くことに気を取られ、船首方を見ずに南南西進を続けたことから、消波ブロックに向けて航行していることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南南西進中、船長が、波しぶきが掛かった顔を拭くことに気を取られ、前方の見張りを適切に行わなかったため、消波ブロックに接近していることに気付かず、同ブロックに乗り揚げた

	ものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、特定の対象のみに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、消波ブロックのある場所に近寄って航行しないこと。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院 Web サイト地図を加工して制作